2891

玉鉾のみやげ附録

289.1

大阪帝國大學
53724
昭28.3.31
寄贈

智囊夜話附録

一 相國橘ハ小松大臣ガ家の賢君と天下の人稱せりしなり

權現橘ノ氏及ビ名ノリなど智有人ゝ論ずるなり　橘須橘

所位家の子孫ゝ所名恵のあるさ準ずる勝ずるなり

ゝ生日知りてむるゝ天下を平けみひ人多ゝ生ずるも

橘須橘ハ及人ゝ元天下を第剣ゝ元祖ハ必奇代の英雄也

代ゝ生ゝ子孫ゝ及人ゝ生元祖の如法を持ゝて先ゝ付ゝ

子代万代も長久なる一ゝ元祖の能法を持て新家改ゝ所ハ

先元の基ひゝ名有人ハいえり

一 權須橘の所意ハいゝ知世の武道を書ハ所ゝ生ゝ

福井文庫

荒の人ふとりてとかくして人ふ喰ひうとし活世ふ業をを
好む人をきの武道をなく人にてこれなりしこれをも国百法了
国大ちりといえども武をなく時ハ必ず天下やすしといえども
戦を忘る時ハ危しといえり去年の時も武をもとさるる武
道を勿論人ちりと仕るべし

一又 上意ふ農工商ハ国の富ちり士農人の業ニハ粗百姓ハ
去年の秋より稲を刈春ハ田をうへ夏ハ茶切風を暑湿と
防きさ苦労をして秋ハ稲ちり米ちりて者ふ多ち諸
人を撫ひ養ふ為ち英雄の業ちり此外又英雄の意知ちり此外了
一度食ちるも民の苦労を忘まて而民をさまふ治ちひく
若やむ事を忘ずして民を治ちる時ハ民の動揺を国ちり民ハ危
国の本ちり者こちる人ちりまて知ちるまハ国やすしとの上意也

一又曰法国ちり武家の風ちる家のちく家弱ふちり武道を忘
却ちる人ふ治歌を習ひ我家業を廃ちる時ハ家を亡ぼすの也
計理を考ふまして道化ちも西国ちり大内東国ちり上杉今川北
武を学ひ己家のちく家ふ初て天下ちり又天子ふ代後白河院後
醍醐天皇いそまとちる武を知ちる時位を失ひ流中大将
武道不業門ちりて一戦ふ打負ハ罪ちきこと多ち知ち死
亡ちる八古来の例ちり係こと手ち家ふ武道不業門ちりもの
大小上下共ふ用こと元武道を嗜ちる者ハ和を考まて和と考ち
さる者ハ第理ちり義理ちる者ハ屋敷ちり屋敷ちるものハ
必隆病ちり隆病ちる者ハ酒やちく酒やまさき者ハ内ちり

以仕法味方と為ては多くは逆人なり敵と為ては多くは怪民
と作すべきなり

一又曰大抵人文武一致を知り軍法の二字は政道を
立る者家職を能勤る者を用ひと上言なり

一桂隆孫は世臣たる能家職を勤る者を好まず裏工商も
勝れたる者多し 仲因見を以て人を撰び何の義なりも能者の堪たる者少く
法道の除人も所なきなり

一上意は君臣の定分有ては家を考ふ臣下君を仰ぎる附は
臣民少元小道代のなりを伺ふ実は家業東西を東西に
なる業は立方なる所地立方石東は家業なる家業なるも

所地郡桂方石言は東は家業なる三千万石郡なり
名君臣三人の所地合せて百万石を通き知なり先を家
人は住なる君臣なる元なり君臣なる二下の区分就て少く
意識元なり君は職智と共に職智と知いなる人へ
なるなるとの作なり

一桂隆孫は世臣の政道なれども遠ひなるなるなる又別
勝なるなる事なれば旧政を改なるひなる甲別へ入のひて
年間の家法を用ひ実は世人国の附は小保の法を用ひ除
少く民なるひやなるして国速なる法なる年貢の細なり斗
他家は習りて怪なる元を拒け少く他不を所分小なる長民
民多なる和なひ有なる古例を当は自編なる事なる

[illegible]古例の悪癖を用ひ思ふに古例を破ハ非ずと古例を[illegible]

一槍術師範[illegible]尾州熱田の町人[illegible]つぐ[illegible]
小倉[illegible]流老義[illegible]の者と
[illegible]て國[illegible]流[illegible]
[illegible]

[illegible]ら[illegible]ハ一寸[illegible]ハ槍柄の性有[illegible]

一武人の[illegible]の[illegible]ハ人の[illegible]入事[illegible]
[illegible]織田[illegible]流の事ハ元天下[illegible]
[illegible]の事又ハ[illegible]武道の主人[illegible]
[illegible]ハ中[illegible]
小習[illegible]

一古[illegible]

[illegible]

右太閤の御見舞の為ニ紀伊の皆を引て備ニ付候て候とかし
候ところ御帰朝の砌小吉と申士居てかくと仕出し了上御紀の者
ならと存る人ハ二千石の者とも仕さてし打しきものなる種ニ仕へハ
五万石てとりもの也とて仕候て後　内府様へ此事有る由は
此事今すさま小吉を召て此部の御もの太閤へ申されお出
候とて仕候附ニ小吉儀て申上候は此情なき御意ニて此事
秘事ハ大根ニ不存候て人にも不申し身命を顧ず申上候
大根の御意心外の至りにて候是非ニ極へ此上ハ切腹
て仕らせよと被仰付候ハ切腹ニ及ぶべき由て候をこれ候ハ
内府様御意にて此事ハ其儀ニ及ばずて秀吉公へ申上げ五万石
て此者の内意なるハ被仰て聞べき事也とて上意ニ預り候ハ上の
御為ニ付候ハ又御此様なる事ニ有ハ万事手ニなるも仕事ならぬとて上
御此ニ野子石にて人ニ立候ハ此の主君の為ニも莫大の事也
御家老へ申出ま公申此段事ニ付根ニ太事を存しなるも大事也
と御詞をさま候と仕候ハ此段ニて是非其儀ニて候て自害て仕と
云切ニ殊を御於にさま是非ニ及候は様子をと仕上候ハ
秀吉公上意ニなまり事ひさこそて有しと其時此方ニて其様く
内府ハよき人を持まつり目をかけて使ひ候へとて仕られし後
内府様　中納言様の此老中此集なされし小吉を御前へ召出
し仕られは此の志の段申上候ハ此の人に尽身とて仕出して其事ニ
人に候なれハ此を上へ申出ニ出し見申らし仕候て付よハ力ら存じ
被下御部屋の者なりハ大根ニハ中右衛門と家人被下の極

忠節に仕へ申して秀忠へ申候と申老中へも仕候又何に死候とも
生国尾張の国を出する時ハ遅くして去る又余の国にてハ古丈
の侍にて候也今に入る筈の小身の者抑るしくて似ても又
主従なひしたる世話をも古人忌事と記しといへる名誉を申すこと
ある事ハ大方其に知其の也又天下なる家にて養ひおひて世の致
大きに寄り付て居候国なとを多くも申も有つきたると云ひ
ありとそけハ元の貧家へ帰りその家の嘉例をもへ如くの事し
いへんや人に相向てとや是ぞ家のハ名誉その教ともなり木有
弟仲に仕へし越後の大名なとら様の者も有之候なる事ハ称せ
小者なる悪活をも知ることに候の間を信され候へ而に御破紀
の足軽ともに至る迄も三州より東の者也へ申せ候の上意なり

一或人の物語に云駿河大納言殿御知行の時国千代殿と申候か（松丸おんて、）
相国様御代を御譲てと被成と云御下心なりて　竹千代様なり
国千代殿とは別の外の御寵愛と相見　権現様に其御前御作
出させ奉られ　竹千代国千代の名聞対面を仰付有名分目様
に出御様にとの上意にて　竹千代様と千代殿御同座なされまじ
権現様へ御出なされ候ハ　竹千代殿是へとて御座を敷し
上段へ御請しなされ候也へ竹千代様御上段へ御上り被成け国千代
殿も続て上段へ上らんとしける時　権現様上意に国千代
へ参り候とて下座に御着し免なきやとて御出候ハ　竹千代殿に
まいらせよとと仰て次に国千代も食せよとの上意なり　又
竹千代殿御の者は候なる上意にて御供の或は次の間に御付之

沙さ是に於て其人〻ハ其子孫の為に其仇を復
さんとて其人〻を喰しまゝもとの上こゝろを次に国々佐の者
ども是に於ての上意四人国々伊後四位の元帥庭の間へ入て申して
云仕り利上意四人にて申ハ仇ども仇を出さんと四次の間へ
四枝ちさ是を喰へしの上意ちう右の枝子五国稼四等ハ
四枝ちさ是を喰へ四世ての儀ニて枝ども其の生 桂現稼へ四翁面りて
云仕ると云ハ 桂現稼上意ハ婦子を捨て庶子ハ故と捨ちう
ハさ婦子家を捨へさ名量ちうさ申へ止事を捨ては
婦子の生ち有大方ハ婦子ハ家を捨さへさハ古今不易の
道理ちうさ上意ハ家を捨てハたゝへさ不可なりて
又ハ悪名ちう〻庶子ハ家を捨て嫡子不可なちう時と

又ハ悪名添し又悪所の下名ハちうて捨ちう前の西事也家
の事ちう申田信虎をちうちう品父子の百ハ骨肉一体の事
と意ちうて大多秘父子ちうとうさちう枝ハ和睦一て四分ちう
ハ西後ちうて急くいたちへ大多ちうちうて人をして申ちう
遠郡四ちうて悪事と為事ちう事三所ちう事と知りて申ちう
ハ 竹子代ハさちう四宗ちう人を隠て申ちうさやちへ秘ちう
天下も並へ世も太平ちう〻さちう一百年の繁栄もいちう
一生ハ風の宗の燈ハ万事ハ去の夜の夢ちうて秘ちの業を
東氏天下百氏の事を当ハ云ひ秘伝道を遠さ子孫長久の
謀をちへ 竹子氏ハ後ハ明智軍ハ為へさちう事足ち不有し
と伝世ちう日ハ 相国稼ちう申へ上意長ちうと伝上こさ

後程を経て又四郎面の附くらを伝ふ云ハ先ずと伝ふ
竹子代小竹中家老たの後 松平右衛門尉 酒井雅楽を後見
他へ古井去歳を体元の長と云ふ 吉山伯書を当小竹にて中と称
いつ中在宿へきやと云ふ 桂沢様上三人丸一院なり不分
ちう 竹子代を八柴三人小住ちう 桂沢様上三人丸一院なり 竹子代の事を中た
初も竹入ル柴三人一同ヨリて当ると中ハいて 竹子代を
明和軍ハ如へきて 竹子代事ハ若悪き柴三人子事と思い
今ひ少服ちう人のワてを用ひ中て子若ちう附三郎ハ
附主ちうし人の事を深ク命ハさ為くふ云ふまハ子孫となりひ
子一世の百ひ忘て知ちうのとて四源を雇さまとて子孫の事ハ
悪ひ有ちと竹附ハ当主ハ以の外小てとなりひぬまた日数を
ひまださ程ハ出ひ為のを少三人丸仕せ代人の口を用ひ
ふまて子孫ハ附主有たの人屋を能と学ばて中て斗ひ
如知きて家ハ子孫をちう中ると云さもう人間をの事むもて
をたむも子孫の為ハ父なの為の沢ハ悪事の上の違す
邪智有ると子の上三ちうたまた 相国様もいむ初極と云
是ちまとて伝ふと也主後 桂沢様へ雅楽先代去歳伝者
当右三人をとを為ハ他等三人丸 竹子代を知て中と変ちと中
ちうハ中ちと中滅さるや 変右自分小子も知ちの 上三ちう
ひまハ三人清て中ちと伝度も 小為ハちと中附ひる
事ちまハ宮て日ちと撰ちと伝度ひて有へきて 変右の
門意ハ雅楽を後君小他へ子と中て仕を以 自て去歳